

審 査 決 定 報 告 書

建設企業委員会

令和7年第3回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第67号ほか1件の審査の経過及び結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、9月11、12日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第67号 水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の給与の減額に係る規定の整備を行うものであり、制度の対象者について、休業1時間当たりの給与減額見込みについて、期末・勤勉手当への影響について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第72号 令和7年度水戸市一般会計補正予算（第3号）中第1表中歳出中第8款（土木費）

本案は、水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業について、国庫補助金の増額に伴い、翌年度分の事業費を前倒し計上するものであり、事業の進捗状況について、総事業費及び補助金の内訳について、テナント募集の状況について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「本市の玄関口にふさわしいにぎわい拠点の創出に向け、工事に伴う周辺の安全対策にも十分配慮しながら、着実に事業を推進されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第67号、議案第72号中第1表中歳出中第8款

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和7年9月22日

水戸市議会議長 松 本 勝 久 様

建設企業委員会

委員長 後 藤 通 子